

築上町図書館整備設計事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「現在の築城支所を大規模改修し、“～出会う・つなぐ・わくわくする～豊かな心を育む、くつろぎの図書館”として築上町図書館を整備する基本・実施設計業務」（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者（以下「受注者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

築上町図書館整備設計業務委託

(2) 業務目的

本業務は、第2次築上町総合計画後期基本計画（令和4年3月）並びに築上町図書館基本構想・基本計画（令和5年1月）に基づき、現在の築城支所を大規模改修し、築上町図書館として整備するための基本・実施設計を行うものである。

(3) 業務内容

別紙1 築上町図書館整備設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和5年12月20日まで

(5) 履行場所

築上町大字築城1096番地

3 委託金額

限度額 99,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 スケジュール

事項	日程
募集公告	令和5年1月18日（水）
現地説明申込期限	令和5年1月23日（月）まで
現地説明会	令和5年1月24日（火）14時から
質問の受付期限	令和5年1月25日（水）まで

質問への回答	令和5年1月30日(月)
参加申込書等の提出期限	令和5年2月1日(水)まで
参加資格審査結果通知	令和5年2月3日(金)
技術提案書等の提出期限	令和5年2月27日(月)まで
第1次審査	令和5年3月1日(水)予定
第1次審査結果通知	令和5年3月3日(金)予定
第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) 最優秀技術提案者の選定	令和5年3月17日(金)予定
第2次審査結果通知	令和5年3月20日(月)予定
契約締結	令和5年3月30日(木)予定

5 応募に関する留意事項

(1) 配布する資料等の承諾

プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、参加申込書等及び技術提案書類等の提出をもって、築上町(以下「本町」という。)が本業務において配布する資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募者が、本業務に係る応募に関して要した費用については、全て当該応募者の負担とするものとする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(4) 著作権

技術提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本町は、本業務の公表及びその他本町が必要と認める場合、受注者と協議のうえ、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提供する資料等の取扱い

本町が提供する資料等は、本業務への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

6 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、応募参加資格の確認基準日は、参加申込書の申込日（以下「基準日」という。）とする。

- (1) 応募者は単体企業とし、共同企業体による応募は認めないものとする。ただし、専門分野（管理技術者、照査技術者、意匠主任担当技術者及び管理運営計画主任担当者を除く。）については、協力者（協力事務所）（以下「協力者等」という。）を加えることができる。

なお、協力者等は応募者にはなれないものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく福岡県及び築上町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日からプレゼンテーション、ヒアリング及び審査（以下「プレゼンテーション等」という。）の日（以下「審査予定日」という。）の前日までの間のいずれの日においても築上町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成18年築上町告示第6号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 審査予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(8) 元請け（設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。）として地方公共団体等が発注した延べ床面積 1,600 m²以上の図書館又は図書館部分が 1,600 m²以上の延べ床面積を有する複合施設の新築若しくは改修工事に係る基本又は実施設計業務の履行実績（平成 25 年 1 月 1 日以降に建物が竣工したものに限る。）を有すること。

なお、図書館とは、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に規定する公立図書館とし、また、複合施設とは、官公庁施設、劇場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、博物館、美術館、郷土資料館、ギャラリー、カフェ等のうち 2 つ以上の施設・機能で構成された施設（以下同じ。）とする。

(9) 次に掲げる条件を満たす技術者をそれぞれ選任できること。なお、配置予定技術者については、兼務を認める。

ア 管理技術者

(ア) 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

(イ) 管理技術者として地方公共団体等が発注した図書館又は図書館を含む複合施設の新築若しくは改修工事に係る基本及び実施設計業務の履行実績（平成 25 年 1 月 1 日以降に建物が竣工したものに限る。）を有する者であること。

(ウ) 応募者と基準日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

イ 照査技術者

(ア) 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

(イ) 応募者と基準日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

ウ 意匠主任担当技術者

(ア) 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

(イ) 応募者と基準日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

エ 構造主任担当技術者

(ア) 建築士法に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

オ 電気設備主任担当技術者

(ア) 建築士法に規定する設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

カ 機械設備主任担当技術者

(ア) 建築士法に規定する設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

7 応募に関する手続等

(1) 資料の入手

本業務の応募に必要な資料及び様式については、本町の公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)よりダウンロードすること。

URL : https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/s049/020/010/010/toshokan_propo.html

資料及び様式

- (ア) 実施要領
- (イ) 別紙 1 仕様書
- (ウ) 別紙 2 築上町築城支所図書館改修基本調査業務基本調査報告書
- (エ) 別紙 3 築上町図書館基本構想・基本計画
- (オ) 別紙 4 評価基準

- (カ) 様式 1 参加申込書
- (キ) 様式 2 現地説明会申込書
- (ク) 様式 3 質問書
- (ケ) 様式 4 辞退届
- (コ) 様式 5 業務実績調書
- (カ) 様式 6 配置予定技術者調書
- (シ) 様式 7 技術提案書表紙
- (ス) 様式 8 業務実施体制
- (セ) 様式 9 協力者等に関する調書
- (ソ) 様式 10 見積書
- (タ) 参考資料

【築上町総合計画後期基本計画（一部抜粋）】

【築上町教育大綱 築上町教育振興基本計画（一部抜粋）】

【築上町子ども読書活動推進計画（2次）】

(2) 現地説明会

ア 開催日時

令和5年1月24日（火）14時00分から

イ 当日集合場所

築上町築城支所 1階フロア（福岡県築上郡築上町大字築城 1096番地）

ウ 申込方法

令和5年1月23日（月）までに【様式2】に必要事項を記載の上、電子メールにて申込み。

エ 提出先

「13 事務局」とする。

(3) 質問の受付

ア 受付期間

令和5年1月25日(水)まで

イ 提出先

「13 事務局」とする。

ウ 提出方法

質問の提出方法は、質問書【様式3】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付する。送付後は、担当者まで送付した旨を電話連絡すること。電子メール送付に当たっては、標題を「築上町図書館整備設計事業者選定プロポーザル質問書」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

(4) 質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和5年1月30日(月)の14:00以降にホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

なお、質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として、実施要領の一部と同様に取り扱うものとする。

(5) 参加申込書等の提出

応募者は、次の書類を提出すること。

ア 提出期間

令和5年1月30日(月)から令和5年2月1日(水)まで

イ 提出先及び問合せ先

「13 事務局」とする。

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書【様式1】

(イ) 会社概要【任意様式】

※パンフレットPDFでも可

(ウ) 業務実績調書【様式5】

※履行実績を確認できる書類(契約書、仕様書等)の写しを必ず添付すること。

(エ) 配置予定技術者調書【様式6】

※配置予定技術者(管理技術者含む)の履行実績を確認できる書類(契約書、仕様書等)、資格等の写しを必ず添付すること。

(オ) 協力者等に関する調書【様式9】

※管理運営計画策定部分を再委託する場合は、協力者等の複合施設の管理運営計画策定支援実績を証明できる書類を合わせて提出すること。

エ 提出方法

電子メールによる提出とする。

※送付後は、担当者まで送付した旨を電話連絡すること。

オ 参加資格審査結果の通知

参加申込の提出書類をもとに、参加資格要件に沿った参加資格審査を行い、参加資格審査結果通知書を電子メールにより令和5年2月3日(金)までに通知する。

(6) 技術提案書等の提出

ア 提出日

(郵送の場合) 令和5年2月27日(月) まで必着

※郵送による提出の場合は、特定記録など確実に書類が届く方法により郵送すること。

(持参の場合) 令和5年2月27日(月)の午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「13 事務局」とする。

ウ 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	作成の注意点等
(ア) 技術提案書表紙 【様式7】	所定の様式により作成すること。
(イ) 技術提案書 【様式任意】 ※A3判に4枚程度で作成すること。	<求める技術提案> ①コンセプト ②建築計画に対する提案 ③外観・内観デザイン ④設備計画に対する提案 ⑤木の利用に対する提案 ⑥その他の提案 ⑦概算工事費 ※直接工事費 600,000 千円(税抜き)を目途とする。 ⑧算出根拠
(ウ) 業務実施体制 【様式8】	所定の様式により作成すること。
(エ) 見積書(税抜価格) 【様式10】	本業務の委託範囲内の費用を見積もること。 ただし、以下の点に留意すること。 ・宛名は「築上町長 新川 久三」宛とすること。 ・本要領3の限度額を超えないこと。

※(ア)から(ウ)については順番に綴じ、(エ)については別に提出すること。

※見積額が契約額とはならない。

エ 提出方法

持参、又は郵送によるものとする。

※郵送による提出の場合は、特定記録など確実に書類が届く方法により郵送すること。

オ 技術提案書等の作成に係る留意事項

- (ア) ホッチキス止めとし、**合計 10 部**作成すること。
- (イ) 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- (ウ) ページ番号を記載すること。
- (エ) 失格となる技術提案書
技術提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
 - a 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されているもの
 - d 提案内容等が著しく逸脱したもの

カ 参加の辞退

応募者は、参加を辞退する場合は、辞退届【様式 4】を、令和 5 年 2 月 24 日(金)までに「13 事務局」に提出すること。

なお、参加を辞退した場合に、今後、本町の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

8 審査方法等

審査については、築上町図書館整備設計事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施する。

(1) 第 1 次審査の実施

ア 応募者より提出された提案書をもとに、「評価基準【別紙 4】」に基づき、選定委員会による書類審査を実施する。

(2) 第 2 次審査の実施

- ア 応募者による「技術提案書等」の説明（プロジェクター使用等による 15 分以内のプレゼンテーション）と選定委員会による 25 分程度のヒアリングを行う。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングの参加者は 5 名までとする。業務実施体制【様式 8】に記載する担当者によりプレゼンテーションを行うこと。
- ウ 開催は、令和 5 年 3 月 17 日（金）を予定しているが、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知する。
- エ プレゼンテーション等は非公開とする。ただし、事務局職員及び役場関係部署職員については例外とする。
- オ 事務局よりスクリーン及びプロジェクターを準備する。パソコンを利用する場合は持参すること。

(3) 審査基準

ア 第 1 次審査

- (ア) 見積額の限度額は、本要領3のとおりとする。
- (イ) 評価項目と配点は、「評価基準【別紙4】」を参照すること。
- (ウ) 各評価項目の評価点については、書類審査による各審査委員の評価点の合計点とする。
- (エ) 各評価項目の評価点を合計した得点を評価得点とする。
- (オ) 応募者が5者を超える場合は、第1次審査における評価点の上位5者以内を第2次審査応募者として選定する。

イ 第2次審査

- (ア) 評価項目と配点は、「評価基準【別紙4】」を参照すること。
- (イ) 各評価項目の評価点については、プレゼンテーション等の結果を踏まえた各審査委員の評価点の合計点とする。
- (ウ) 1位獲得数が最も多かった者を最優秀者とする。
最高評価得点が2者以上あるときは、選定委員会の協議により最優秀技術提案者を選定する。

(4) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、第1次審査及び第2次審査を行う。

9 審査結果の公表等

(1) 第1次審査

審査結果は、第1次審査応募者に通知する。

(2) 第2次審査

審査結果は、第2次審査応募者に通知する。

(3) 審査結果等の公表

審査結果等の公表を、契約締結後にホームページにて行う。

10 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

本業務の仕様書は、最優秀技術提案者の技術提案書等(技術提案書の内容に関するプレゼンテーション等での回答を含む。)の記載内容を元に最優秀技術提案者と協議を行い、確定させるものとする。

(2) 契約の締結

最優秀技術提案者との協議が整い、本業務の仕様書が確定した後、改めて見積書を提出し、見積り金額が予定価格の範囲内であれば、築上町財務規則(平成18年築上町規則第38号)に基づいて契約を締結する。

なお、最優秀技術提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

ア 契約者は、築上町財務規則第85条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のい

ずれかの契約保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

(ウ) 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

イ 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。

(ア) 契約者が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(4) 支払条件

- ア 前金払 令和4年度 無
令和5年度 有
- イ 残額完了払

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 本業務の受注者の決定までの間に、本業務に関して、応募者が選考委員に面談を求めたり、応募者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合
- (5) プレゼンテーション等に正当な理由なく欠席した場合

1.2 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、築上町財務規則その他入札契約に関する法令等の定めによるものとする。
- (2) 10の(1)で確定させた事業の仕様書(以下「確定仕様書」という。)は、本町からの指示がない限り全て契約内容とし、履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、受注者が、契約締結後、その者の責により、確定仕様書の内容が履行できない場合は次のとおりとする。
 - ア 確定仕様書の内容と履行等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
 - イ 確定仕様書の内容が履行できなかった場合(合理的でない場合に限る。)は、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。
- (3) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、本業務の全部又は一部が履行できなかった場合は、本町と受注者が協議を行い、契約金額の変更を行うことがある。なお、この場合による指名停止等措置要領に基づく指名停止は行わない。
- (4) 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- (6) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

13 事務局

〒829-0392 築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町教育委員会 生涯学習課 担当：尾座本、城山

TEL：0930-56-0300（内線220）

E-mail：syougai@town.chikujo.lg.jp